

「第 12 回 修了考査」 受 験 案 内 (新制度受験者対象)

第 12 回修了考査において、第 12 回実務修習（平成 29 年 12 月 1 日開始）以降の実務修習生については、実務修習業務規程附則（平成 29 年 5 月 23 日一部改正）第 1 条（施行期日）の規定に基づき、同日改正後の規定（新制度）により実施します。実務修習業務規程施行細則及び修了考査委員会実施要領についても同様です。

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会

修 了 考 査 委 員 会

I 修了考査の実施日程等

1. 申請書配付期間

平成 30 年 11 月 26 日（月）～12 月 17 日（月）

2. 申請書配付方法

原則、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 Web ページ(以下、「本会ホームページ」という。)からダウンロード。郵送による申請書請求も可能。

3. 申請書受付期間

受験申請：平成 30 年 12 月 10 日（月）～12 月 17 日（月）

不受験申請：平成 30 年 12 月 3 日（月）～12 月 10 日（月）

4. 申請書提出方法

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）実務修習担当課宛に原則、書留にて郵送（期間内消印有効）。宅配便の場合、期間内必着。持参不可。

5. 修了考査実施日

(1) 記述の考査

平成 31 年 1 月 20 日（日）

集合時間：午後 1 時 30 分までに着席

試験時間：午後 2 時～午後 4 時（予定）

※ 考査会場の開場時刻は、午後 1 時。

(2) 口述の考査

平成 31 年 1 月 28 日（月）～1 月 31 日（木）

実施日は、修了考査委員会が当該期間内から指定する 1 日。ただし、諸事情により、日程を変更する場合があります。

6. 合格発表

平成 31 年 3 月 8 日（金）（発送予定日）

Ⅱ 修了考査の詳細等

1. 修了考査の目的

本会は、実務修習業務規程（以下、「規程」という。）第 38 条及び第 42 条の規定並びに実務修習業務規程施行細則（以下、「細則」という。）第 23 条の規定に基づき、修習生が実務修習の各課程をすべて受講し、不動産鑑定士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得の確認を目的として修了考査を実施します。

2. 受験資格

受験資格は、規程第 38 条の規定に基づく要件を満たす次の者です。

- (1) 本会が行った実務修習において、本会が講義、基本演習及び実地演習のすべての課程について修得を認定した修習生であって、当該認定をした日から 2 年以内に修了考査の受験申請があった者。
- (2) 修了考査委員会が、実務修習のすべての課程において修得すべき技能及び高等の専門的応用能力を修得したとの確認ができないと判定した修習生について、一定の要件を満たした者（後掲【参考】再考査（修了考査を受験したが実務修習を修了できなかった場合）」を参照）。

3. 受験又は不受験の申請及び申請書の配付

- (1) 上記 2.(1)又は(2)の要件を満たす者が第 12 回修了考査の受験対象者になります。
- (2) 修了考査の受験対象者は、必ず受験又は不受験の申請を行ってください。
- (3) 上記 I 3.の申請書受付期間を過ぎた申請は受理しません。
- (4) 申請書は本会ホームページに掲載しますので、申請者はダウンロード、印刷のうえ申請を行ってください。印刷する際は、白色無地の上質紙（わら半紙等でないもの）を使用してください。
- (5) 申請書が本会ホームページからダウンロードができない等の事情がある場合には、郵送による送付も行いますので、その際には、申請書の提出先と同じ送付先に、下記(6)の手続により申請書の請求を行ってください。
- (6) 郵送で申請書の配付を希望する場合、送付封筒の表に、朱書きで「修了考査申請書の送付希望」と記載し、返信用の角型 2 号（日本工業規格 A4 サイズが折らずに入る）封筒を同封。返信用封筒には、120 円切手を貼付のうえ、返信（送付）先を記入してください。ただし、書類の送付には時間を要します。また、書類送付の遅延等により申請が行えない事態が生じても本会では一切責任を負いません。各自の責任において早めに対応を図るようになしてください。

4. 修了考査の内容

(1) 記述の考査

記述の考査は、多肢択一式問題及び論文式問題から構成されます。本会の指定する1日間において、すべての修習生を対象に一斉に実施します。

① 多肢択一式問題

ア. 出題内容

多肢択一式問題は、実務修習業務規程別表第一（第25条関係）に掲げる不動産の鑑定評価の実務に関する基礎的知識、種類別鑑定評価及び手法適用上の技術的知識に係る問題を出題します。

イ. 出題形式

四択形式の問題を合計15問（計算問題も含む。）出題し、実務に関する講義における確認テストと同程度の難易度の問題を出題します。

解答には、マークシート方式を採用します。

② 論文式問題

ア. 出題内容

論文式問題は、不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項について、出題します。

イ. 出題形式

合計2問出題し、原則として、次の問題パターン別に1問ずつ出題します。

- ・A問題：不動産鑑定士として必要な知識と専門的応用能力を問う問題で、出題形式についてはフリーとします。
- ・B問題：不動産鑑定士として必要な実務的な知識を問う問題で、試験前に指定した複数の細分化類型の中から1類型について出題します。ただし、修習生が自ら実地演習にて作成した当該細分化類型に係る鑑定評価報告書の内容を前提として解答を作成するものとします。

解答は、1問につき、解答用紙1枚（A4サイズ・横書き）、合計2枚を使用して作成します。

ウ. サンプル問題

論文式問題のサンプル問題（出題の趣旨を含む。）及び解答用紙は、『第12回実務修習一受講の手引一』VI.9.記述の考査・論文式問題のサンプル問題を参照してください。

③ 実施形式

ア. 試験時間は2時間です（多肢択一式問題及び論文式問題を合わせて、この2時間で実施します）。

イ. 修習生は、記述の考査にいかなる資料も持ち込んでではなく、また、問題用

紙及び解答用紙は試験終了後、すべて回収します。

ウ．論文式問題の解答用紙の形式は、後掲の見本を参照してください。

- ④ 記述の考査の配点は、100点満点（多肢択一式 50点満点、論文式 50点満点）とします。各問の配点は問題文に明示します。

(2) 口述の考査

口述の考査は、細則第 16 条第十五号に規定する「一般実地演習報告書※」を用い、実地演習の内容について行います。実施方法等の詳細は、次のとおりです。

※ 「一般実地演習報告書」として提出した書類のうち、事例カードについて、「大規模画地」、「新規家賃」及び「継続家賃」の細分化類型でのみ、事例カードを用います。

- ① 口述の考査は、受験生 1 名に対して 20 分から 30 分を標準実施時間として実施します。
- ② 口述の考査は、受験生が行った一般実地演習 13 件の報告の内から、原則 1 件を選択して実施します。ただし、口述の考査では、実務修習全般に亘る内容も試問の対象となります。
- ③ 修了考査の再受験者は、再受験のために行った一般実地演習 6 件又は 7 件の再履修報告の中から、原則 1 件を選択して実施します。
- ④ 口述の考査の対象類型は事前通知（告知）しません。口述の考査実施時に修了考査委員会が対象類型（案件）を指定します。
- ⑤ 口述の考査実施時に、受験生に対象類型（案件）の実地演習で提出した鑑定評価報告書を手交します。ただし、受験生による資料の持込みは禁止します。
- ⑥ 口述の考査は、口述の考査実施期間の内、修了考査委員会が指定した日時に実施します。なお、口述の考査の実施時は、約半日程度（口述の考査の実施前後の待機時間を含む。）拘束される形となります。
- ⑦ 口述の考査の配点は、100 点とします。ただし、口述の考査の採点においては、不動産の鑑定評価の実務に関する講義の受講状況、基本演習の履修状況及び実地演習の履修状況等を考慮する場合があります。

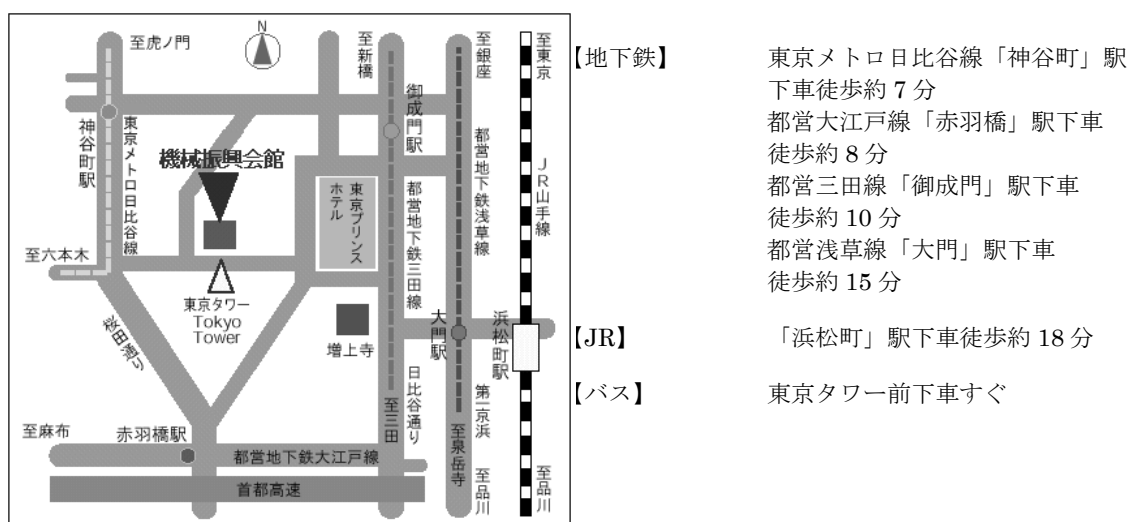
5. 修了考査における合否の決定

口述の考査の最終日から 21 日以内に修了考査委員会を開催し、修了考査の合否を決定します。

- (1) 口述の考査と記述の考査における配点について、修了考査委員会において定める配点率に応じて按分し、合計したものを総合点（100 点）とします。
- (2) 修了考査の合格点は、(1)により算出した総合点の 60%を基準とします。ただし、口述の考査又は記述の考査の各成績のいずれかが一定の点数に達しない場合は、それだけで不合格となります。

6. 試験地（記述の考査・口述の考査共通）

- ・ 会場名 機械振興会館 6 階（下図参照）
- ・ 所在地 東京都港区芝公園 3 - 5 - 8



7. 修了考査の結果等の通知

- ① 合否の結果通知又は修了証は、合格発表日（平成 31 年 3 月 8 日（金）予定）に郵送します（同日発送予定）。また、合格者の氏名は、原則として、本会ホームページにおいて公表します。
- ② 上記①の他、合格発表日に、次の事項を本会ホームページにおいて公表します。
 - ア. 記述の考査・多肢択一式問題の問題及び正解
 - イ. 記述の考査・論文式問題の問題及び出題の趣旨
 - ウ. 修了考査委員会が定めた合格点
- ③ 修了考査を不合格となった場合、不合格理由を通知します。

8. 手続き

- (1) 申請書の受付期間は、受験申請書は平成 30 年 12 月 10 日（月）から 17 日（月）まで、不受験申請書は平成 30 年 12 月 3 日（月）から 10 日（月）までの期間です。
受付期間を過ぎた申請、記載不備の申請は、受理しません。
- (2) 申請方法は、原則、郵送書留（期間内消印有効）としています。宅配便の場合は、受付期間内に必着とします。なお、持参による申請は受付けておりません。
- (3) 申請時には、角型 2 号（日本工業規格 A4 サイズが折らずに入る）封筒の表面に朱書きで「修了考査受験（又は不受験）申請書在中」と記載のうえ、送付してください。
- (4) 申請書は折り曲げずに送付してください。
- (5) 申請に当たっては、1 名 1 封筒によりお申込みください。同一の封筒等に複数名の申請書を封入しないでください。
- (6) 申請書の送付先は、次のとおりです。

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル 9F

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課 宛

TEL：03-3434-2301(代)

- (7) 修了考査の受験手数料は、36,000 円（税込）です。
 - ① 修了考査の受験申請をされる方は、原則として、振込人欄に受験者氏名及び修習生番号（修習生証にて確認）を明記（例：受験者氏名 12-1-0300）のうえ、平成 30 年 12 月 10 日（月）から同年 12 月 17 日（月）までに、受験手数料を下記④の振込先に、銀行振込にてお振込みください。
 - ② 振込手数料は、各自負担してください。また、納入された受験手数料は、原則として返却いたしません。
 - ③ 受験生と振込者名が異なる場合は、その内訳（振込日、振込者名、受験者氏名、修習生番号、振込銀行名）を明記のうえ、本会実務修習担当課宛に、メール（kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp）又はファクシミリ（FAX 番号 03-3436-6450）にて必ずお知らせください（会社名で複数名分振込む場合など）。
 - ④ 振込先
みずほ銀行虎ノ門支店 普通 2880782
公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
- (8) 提出書類は次のとおりです。
 - ① 受験申請書（受験整理票含む。）
 - ② 身分証明書用写真 2 枚
受験申請書及び受験整理票のそれぞれ所定の欄に貼付のうえ送付してください

い。

※ 写真は、次の条件を満たす 2 枚の写真が必要です。申込み前 3 ヶ月以内に撮影した、脱帽、正面向き、無地の背景で上半身を撮影した縦 45mm、横 35mm の本人が確認できる鮮明なものに限ります。

なお、受験時に眼鏡を使用する受験者は、必ず眼鏡を着用した写真を貼付してください。

※ 2 枚の写真の裏面には、必ず氏名及び修習生番号を記入のうえ、貼付してください。

9. 申請書記入上の注意事項

- (1) 申請書は、全て黒インクのボールペン又は万年筆（インクが消せるものは不可。）にて記入してください。鉛筆書き等による提出物は受付けません。記入に当たっては、楷書により、数字は算用数字を用いて記入してください。
- (2) 氏名欄は、戸籍に記載されているとおり正確に、氏名を記入し、ふりがなを振ります。実務修習修了後に氏名の変更があった場合は、戸籍謄本を添付してください。
- (3) 生年月日を記入し、提出時点の満年齢を記入します。
- (4) 性別は該当する方に○を付してください。
- (5) 現住所は、郵便番号も必ず記入してください。FAX がない場合は「なし」と記入してください。
- (6) 緊急連絡先は、出来るだけ記入するようにしてください。ない場合は「なし」と記入してください。
- (7) 実務修習の回数は、平成 18 年 12 月 1 日開始の実務修習を第 1 回として、1 年後開始の実務修習を第 2 回とし、以後の回数を数えてください。
例) 平成 29 年開始：第 12 回
- (8) 実務修習の開始及び修了の月日は、それぞれ該当する年の開始は 12 月 1 日から、修了は 11 月 30 日までとなります。
- (9) 実務修習生番号は、実務修習生証の修習生番号をご記入ください。
- (10) 実地演習実施機関名は、実務修習期間の最終所属の機関名を記入してください。指導鑑定士も同様です。機関所在都道府県名は、当該実地演習機関が存する都道府県名を記入してください。
- (11) 受験回数は、修了考査の受験回数です。初めての場合は「初」に、2 度目の場合は「再」に、3 度目の場合は、「再々」に○を付してください。
- (12) 受験整理票も上記の記入要領に従って記入してください。

10. 考査当日の携行品

(1) 記述の考査及び口述の考査共通

① 受験整理票

- ※ 受験整理票の所持をしない者の受験は原則として認めません。
- ※ 受験整理票は、考査終了後持ち帰り、結果発表まで大切に保管してください。

② 実務修習生証

- ※ 実務修習生証の所持をしない者の受験は原則として認めません。
- ※ 修習生証は、口述の考査の受付にて回収します。

③ その他持込みが可能なもの

・ 蓋付きペットボトル 500 ml程度のもので1本

- ※ 考査中の飲食は原則禁止しますが、水分補給のため蓋付きペットボトル入りの飲料水に限り、考査中飲むことを認めます。ただし、机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙等を汚損しないよう十分注意してください。汚損等が生じたとしても、交換には応じられません。なお、ペットボトルカバーの使用及び缶、瓶、水筒等による飲料の持込みは認めません。

・ シャープペンシル、ラインマーカー又は色鉛筆

- ※ 問題検討のため、問題用紙（記述の考査）、実地演習報告書（口述の考査）に使用する場合に限り認めます。

・ 時計、ストップウォッチ

- ※ 計時機能のみのものに限ります。アラーム音等が出る機能の使用は不可とします。
- ※ 使用する機器について、修了考査委員又は係員が考査実施上問題があると判断した場合は、使用の中止を指示しますので、その際は、速やかに指示に従ってください。

(2) 記述の考査における携行品

上記(1)のに掲げる携行品の他、次のものを携行してください。

① 黒鉛筆（B 又は HB）

- ※ 多肢択一式問題の解答用紙（マークシート）の記載に使用します。
- ※ 黒鉛筆（B 又は HB）以外の筆記用具で解答用紙にマークした場合は、無効となります。
- ※ シャープペンシルでは、解答用紙にマークした場合、正確に読み取れないおそれがあるので、使用しないでください（メモ等での使用は問題ありません）。

② ボールペン又は万年筆（いずれも黒インクのものに限る）

- ※ 論文式問題の解答用紙の記載に使用します。
- ※ ボールペン又は万年筆（いずれも黒インクのものに限る）以外の筆記用具で

解答用紙に記載した場合は、無効となります。

※ 消しゴム等で消えるボールペンは不可とします。

③ 消しゴム（プラスチック製）

④ 電子式卓上計算機（電卓）

※ 電卓は、以下の全ての要件に該当するものに限り 1 台のみ持込みを認めます。

- ・ 電源内蔵式で、使用時にキー操作音やアラーム等が鳴らないもの
- ・ 紙に記録する機能及びプログラム入力又はプログラム記憶機能を有しない、計算機能のみのもの（関数電卓は禁止）

11. 修了考査受験上の注意事項

(1) 口述の考査及び記述の考査に共通する事項

- ① 受験整理票及び実務修習生証は必ず持参してください。持参しない場合は原則として受験を認めません。
- ② 時間は厳守してください。遅刻した場合、原則として受験を認めません。
- ③ 考査会場内及び口述の考査における前後の待機室内では考査監督者の指示に従ってください。
- ④ 指定時間内（口述の考査終了後の待機時間含む。）においては、一切外部との連絡はできません。携帯電話による連絡も禁止します。これを守らない場合、不正行為とみなすことがあります。
- ⑤ 携帯電話等の通信機器は、時計又は電卓としても使用できません。必ず電源を切り、カバン等の中にしまってください（衣類等のポケットには絶対に入れないでください）。考査中及び口述の考査における前後の待機時間に携帯電話等の着信音が鳴った場合は、不正行為とみなすことがあります。
- ⑥ 不正とみなされる行為があった場合は、退出を命じ受験は認めません。
- ⑦ 受験生による口述の考査の録音等を禁止します。これを守らない場合、不正行為とみなすことがあります。
- ⑧ 筆記用具、電卓等の貸出しは行いません。
- ⑨ 考査会場内及び口述の考査における前後の待機室内は、常時禁煙とし、考査中及び口述の考査における前後の待機時間中の飲食は禁止します。ただし、水分補給のためのペットボトルの取扱いについては、上記 10. (1) ③に記載のとおりです。
- ⑩ マスクを着用する場合は、写真照合時に外してください。
- ⑪ 耳栓の使用は認めません。
- ⑫ ゴミ等は、必ず各自持ち帰ってください。

(2) 記述の考査受験上の注意事項

- ① 考査時間終了前に解答用紙を提出して退出することは認めません。
- ② 問題用紙及び解答用紙は考査終了後に全て回収します。持ち帰ることは認めません。
- ③ 考査時間中の体調不良、やむを得ずトイレに行く必要がある場合等には黙って手を挙げ、考査監督員の指示に従ってください。無断で席を立ったり、携帯電話等の不要物を携行することは禁止します。
- ④ 考査時間中の日常的な生活騒音等（考査監督員の巡回による足音・監督業務上必要な打合せ等、机・椅子がきしむ音、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など、照明の点滅など）が発生した場合でも救済措置は行いません。

(3) 口述の考査受験上の注意事項

- ① 口述の考査においては、修了考査委員会が指定する日時に、複数名の単位で集合していただきます。口述の考査終了後においても、係員の指示があるまでは待機していただきます。拘束される時間は、約半日程度（4時間程度）の予定です。
- ② 待機室に資料を持ち込んでも構いません。ただし、考査会場には一切の資料を持ち込むことはできません。

12. その他

(1) 修了考査に係る問い合わせ先

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課

TEL : 03-3434-2301

FAX : 03-3436-6450

※ 土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までにお問い合わせください。

- (2) 身体上の障害等により、受験の際に特別な措置を希望する方は、申請書提出時にその旨を本会実務修習担当課宛にお申し出ください。
- (3) 修了考査当日までに、欠席せざるを得なくなったときには、必ず実務修習担当課に連絡をしてください。

なお、口述の考査のみ、修了考査委員会において、やむを得ない事由による欠席と判断された場合、救済措置を設けており、予備日（平成31年2月6日（水）（予定））に修了考査を受験することが可能です。ただし、予備日は指定の1日のみとなります。

- (4) 受験申請後、住所等に変更があったときには、その旨を本会実務修習担当課に必ず届け出てください。

以 上

実務修習 第12回修了考査受験申請書

新制度受験者用

受験番号
※ 事務局記入欄

提出日を記入してください。→平成30年 月 日現在

氏名	ふりがな かん てい た ろう	性別	写真 ※ 写真の裏に氏名を書き、 写真の裏全面にのりをつけて この欄に貼ってください。
	鑑定太郎	男	
生年月日	昭和・平成 ○○年 ○○月 ○○日生 (年齢 ○○才)	女	※ 写真は、申込前3ヶ月以 内に、脱帽、正面向き、上半 身を撮った 縦4.5cm、横3.5 cmのもので、本人と確認でき る鮮明なものが必要です。
現住所	ふりがな とうきょうとみなとくらのもん ふどうさんかんでいびる 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 不動産鑑定ビル		
	電話番号	03-3434-2301	FAX番号 03-3436-6450
勤務先 名称	※所属の部・課名も記入してください。勤務先がない場合には「なし」と記入してください。		
	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 研究・研修課		
緊急 連絡先	携帯電話番号	090-○○○○-○○○○	勤務先 電話番号 03-3434-2301
	修了した実務修習について記入してください 実務修習開始当初 の年を記入。		
実務修習回数	開始年月日	修了年月日	実務修習生番号
第 回	平成 29 年 12 月 1 日	平成 30 年 11 月 30 日	12-1-0300
実地演習実施機関名	機関所在都道府県名	指導鑑定士名	受験回数
不動産鑑定○○事務所(株)	東京都	不動 花子	初・再・再々

実務修習期間の最終所属の機関名・都道府県名・指導鑑定士名を記入してください

修習生証で確認してください。

実務修習 第12回修了考査受験整理票

氏名	ふりがな かん てい た ろう	性別	写真 ※ 写真の裏に氏名を書き、 写真の裏全面にのりをつけて この欄に貼ってください。
	鑑定太郎	男	
生年月日	昭和・平成 ○○年 ○○月 ○○日生 (年齢 ○○才)	女	※ 写真は、申込前3ヶ月以 内に、脱帽、正面向き、上半 身を撮った 縦4.5cm、横3.5 cmのもので、本人と確認でき る鮮明なものが必要です。
集合 時間	【口述の考査】平成31年 1月 日 時 分 ※事務局記入欄		
受験 番号	※事務局記入欄		
実務 修習生 番号	12-1-0300	備考	記入しないでください。

受験しない方

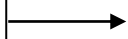
実務修習 第 12 回修了考査不受験申請書

私は、第 12 回修了考査を受験しませんので、ご連絡申しあげます。

なお、実務修習業務規程第 38 条の規定に基づき、第 13 回修了考査を受験いたしません。

第 13 回修了考査の受験の際は、所定の手続きにより受験申請を行いますが、第 13 回修了考査の受験申請を行わなかった場合は、理由の如何を問わず、実務修習を終了することを承諾します。

提出日を記入してください。



平成 30 年 月 日

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会会長 殿

修習生番号 _____

修習生氏名 _____ 印

自署してください。

参考 再考査（修了考査を受験したが実務修習を修了できなかった場合）

修了考査の不合格者については、以下の3つの区分により、所定の要件を満たすことにより、再考査を受験することができます（以下では、不合格となった当該修了考査を「当初考査」といいます）。

再考査の日程等、実施に係る詳細については、修了考査の結果等の通知と併せて、ご案内します。

表 1 再考査のパターン

① 当初考査における口述の考査及び記述の考査の双方が基準点 ^{※1} に達した場合	
再考査受験のための要件	当初考査の結果を通知した日から 1 ヶ月以内に修了考査の受験申請を行うこと。
再考査の実施方法	再考査④ <ul style="list-style-type: none"> ・口述の考査のみ実施^{※2}。 ・実施時期は当初受験年の 4 月又は 5 月。試験地は東京。
② 当初考査における口述の考査又は記述の考査のいずれかが基準点 ^{※1} に達しなかった場合	
再考査受験のための要件	当初考査の結果を通知した日から 1 年以内に再び一般実地演習のうち本会の指定する 7 件^{※3} について修得の認定を受け、当該認定の日から 2 年以内に修了考査の受験申請を行うこと。
再考査の実施方法	再考査⑤ <ul style="list-style-type: none"> ・口述の考査及び記述の考査により実施。 ・実施時期は当初受験年の翌年又は翌々年の 1 月又は 2 月。試験地は東京。（再考査受験年実施の通常 of 修了考査と同様に実施）
③ 再考査④を受験したが不合格となった場合	
再考査受験のための要件	当初考査の結果を通知した日から 1 年以内に再び一般実地演習のうち本会の指定する 6 件^{※3} について修得の認定を受け、当該認定の日から 2 年以内に修了考査の受験申請を行うこと。
再考査の実施方法	再考査⑤ 上記②の実施方法と同様。

※1 口述の考査及び記述の考査それぞれにおいて、修了考査委員会が定める一定の水準のことを「基準点」という。

※2 再考査④における口述の考査は、実地演習の内容の他、講義及び基本演習にお

いて修得すべき内容について行うことができる。

※3 ②及び③の再考査受験のために必要な一般実地演習における細分化類型は、下表のとおりです。

表2 再考査を受験するために必要となる一般実地演習の類型及び件数

番号	分類		細分化類型	第二号再考査 (※1)		第三号再考査 (※1)	
	種別	類型等		対象類型	件数	対象類型	件数
1	1. 宅 地	更地	住宅地	/		/	
2			商業地				
3			工業地				
4			大規模画地				
5		底地	底地	/		/	
6	2. 見込地等	宅地見込地・ 農地・林地	宅地見込地				
7		農地					
8		林地					
9	3. 建物及び その敷地	自用の建物 及びその敷地	低層住宅	/		/	
10			業務用ビル				
11		貸家及び その敷地	居住用賃貸	○	1 件	/	
12			オフィス用賃貸	○	1 件		
13		区分所有建物 及びその敷地	マンション	○	1 件 (※ 2)	○	1 件 (※ 2)
14			事務所・店舗ビル	○	2)	○	2)
15		借地権付建物	住宅地	○	1 件 (※ 3)	○	1 件 (※ 3)
16			商業地	○	3)	○	3)
17	4. 賃 料	地代	新規地代	/		/	
18			継続地代				
19		家賃	新規家賃	○	1 件 (※ 4)	○	1 件 (※ 4)
20			継続家賃	○	4)	○	4)
				合計	7 件	合計	6 件

※1 対象類型ごとの履修期限は、本会が指定するものとする。

※2 13番又は14番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。

※3 15番又は16番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。

※4 19番又は20番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。